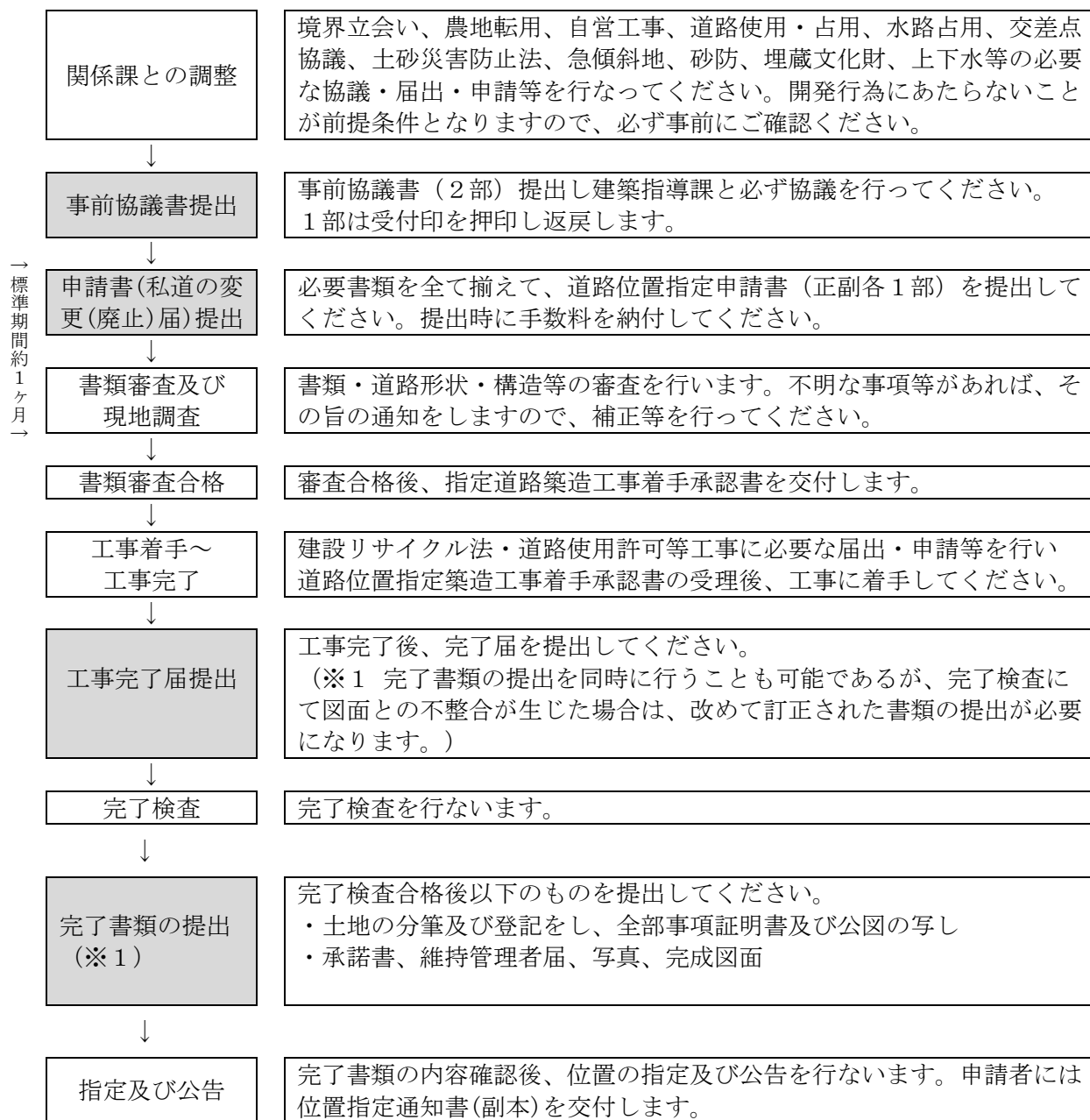


## 申請手続きの流れ

(別記1)



※周囲の状況により開発面積が3,000平方メートル以下の申請であっても都市計画法による許可が必要となる場合がありますので、予めご確認ください。

※申請中に計画内容（延長、幅員及び構造）に変更が生じた場合や、完了検査予定日について延期になる場合（協議による）は、道路の位置指定計画書にて内容変更を行い、関係書類（図面等）を速やかに提出してください。（正副各1部）